

事業説明書		
令和8年9月1日		
事業名称	佐倉市民体育館改修工事監理業務委託	事業担当課
事業場所	佐倉市宮小路町3番地	施設保全課
事業概要	佐倉市民体育館の改修工事監理業務 建築物の概要 施設用途: 体育館 構造規模: 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造・地上4階建・延床面積 6,829.8㎡	
事業期間	契約締結日 から 令和10年2月1日 まで	
事業説明内容	1 設計図書等に対する質問及び回答 ・質問書の提出期限 令和8年9月8日（火）午後4時まで ・質問書の提出方法 書式「事業説明質問書」に必要事項を記載し、ファクシミリ又は電子メールにより送付のこと。ファクシミリの場合は、送信票を添付のこと。電子メールのときは、件名に事業名及び質問書の送付である旨を記載(例:【質問書】〇〇〇委託)し、メール本文に、事業者名、担当者名、返信先、連絡先を記入の上、質問書を添付のこと。なお、質問がない場合は、提出の必要はありません。 ・送付先【施設保全課】FAX:043-484-1515、メールアドレス:fm-hozen@city.sakura.lg.jp 電話:043-484-6171 ・回答は、質問者へ 令和8年9月10日（木）午後4時までに行います。 2 管理技術者の資格要件について ・建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)による一級建築士であること。 ・公共建築工事標準仕様書(・建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。 ・法人(受注者をいう。)に所属する者を配置すること。 ・その他要件は別紙特記仕様書による。 3 主任担当技術者の資格要件について ・別紙特記仕様書による。各主任担当技術者に資格要件があるため、留意すること。 4 管理技術者等の実績を有する証するものについて ・契約日から7日以内に提出すること。 5 成果品について ・別紙特記仕様書による。 6 業務の進め方について ・施設保全課及び生涯スポーツ課と協議のうえ、業務を進めること。 ・受注者は、業務の一部を第三者に再委託するときは文書にて届け出ること。 ・全ての質疑・回答・指示・伝達・確認等は文書(図面含む)にて行うこと。 ・その他不明・質疑がある場合は、その都度質問や現場確認を行うこと。 ・本業務委託に対して「建築士事務所賠償責任保険」に加入し、それらの証書の写しを契約後速やかに提出すること。 ・本業務委託は、工事監理の枢要部分である「工事と設計図書との照合・確認・検討」をすべて委託するものである。 ・建築士法(昭和25年法律第202号)第24条の7、第24条の8に規定する書面を交付し説明を行うこと。 7 参考資料の閲覧について ・当該工事の参考資料(工事設計図)を、施設保全課HPから閲覧することが出来ます。 (閲覧可能期間: 令和8年9月1日から令和8年9月8日 16時まで) 参考資料掲載URL: https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shisetsuhozenka/oshirase/index.html ※参考資料に関する質疑は、お受けいたしません。 8 支払限度額について 令和8年度の支払限度額は12,620,000円とする。	